

電気需給約款

[特別高圧・高圧]

実施日 2022年9月1日

(2023年12月1日改定)

Q. ENEST 電気株式会社

《 目 次 》

第1章 総則.....	4
第1条 適用.....	4
第2条 定義.....	4
第3条 本約款の変更.....	5
第4条 単位及び端数処理.....	5
第5条 実施細目.....	6
第2章 本電気需給契約の締結、供給の開始及び契約期間等.....	6
第6条 お客様の託送供給等約款についての承諾.....	6
第7条 優先関係.....	6
第8条 需給開始日及び契約期間.....	6
第3章 料金、供給条件等.....	6
第9条 料金等.....	6
第10条 常時供給電力.....	6
第11条 予備電力.....	7
第12条 自家発供給電力.....	8
第13条 契約超過金.....	10
第14条 料金改定.....	10
第4章 料金の算定及び支払.....	10
第15条 料金の適用開始の時期.....	10
第16条 計量日.....	10
第17条 料金の算定期間.....	11
第18条 使用電力量等の算定.....	11
第19条 料金の算定.....	11
第20条 日割計算.....	11
第21条 料金の支払義務及び支払期日.....	11
第22条 料金その他の支払方法.....	11
第23条 遅延損害金及び保証金.....	12
第24条 工事費等の負担.....	12
第5章 電力の供給及び使用.....	12
第25条 適正契約の保持.....	12
第26条 力率の保持.....	12
第27条 供給の停止.....	12
第28条 供給の中止又は利用の制限若しくは中止.....	13
第29条 供給停止等の期間中の料金.....	13
第30条 違約金.....	13
第31条 損害賠償の免責.....	13

第 32 条	設備の賠償.....	13
第 6 章	契約の変更及び終了.....	13
第 33 条	本電気需給契約の変更.....	13
第 34 条	譲渡.....	14
第 35 条	お客様からの本電気需給契約の任意解除.....	14
第 36 条	本電気需給契約の解除及び終了.....	14
第 37 条	中途解約補償金.....	15
第 38 条	供給開始に至らないで本電気需給契約を終了又は変更する場合の費用.....	15
第 39 条	本電気需給契約の終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算.....	15
第 40 条	本電気需給契約終了後の債権債務関係.....	15
第 7 章	お客様の協力.....	15
第 41 条	用地提供に関するお客様の協力.....	15
第 42 条	立ち入りに関するお客様の協力.....	16
第 43 条	電気の使用に関するお客様の協力.....	16
第 44 条	調査に関するお客様の協力.....	16
第 45 条	保安に関するお客様の協力.....	16
第 46 条	利用の制限又は中止への協力.....	17
第 8 章	その他.....	17
第 47 条	需給地点及び設備.....	17
第 48 条	不可抗力.....	17
第 49 条	消費税等相当額の変更.....	17
第 50 条	準拠法及び管轄裁判所.....	17
第 51 条	秘密保持.....	17
第 52 条	反社会的勢力との関係排除.....	18
附則	20
第 1 条	本約款の実施期日.....	20
表 1	(再生可能エネルギー発電促進賦課金).....	21
表 2	(容量拠出金相当額).....	22

第1章 総則

第1条 適用

この電気需給約款〔特別高圧・高圧〕（以下「本約款」といいます。）は、Q. ENEST でんき株式会社（登録番号：A0491。以下「当社」といいます。）から特別高圧又は高圧で電気の供給を受けるため、本約款に基づき当社と電気需給契約（以下「本電気需給契約」といいます。）を締結されたお客様に対して、その供給条件を定めたものです。お客様は、本電気需給契約の締結をもって本約款の個別の条項に承諾したものとします。

第2条 定義

次の用語は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 一般送配電事業者
電気事業法第2条第1項第9号に規定された一般送配電事業者であって、お客様に対する電気の供給を行うために必要な託送供給契約を当社が締結する者をいいます。
- (2) 供給区域
本電気需給契約記載の一般送配電事業者の供給区域をいいます。
- (3) 需給地点
当社がお客様に電気の供給を行う地点をいいます。
- (4) 供給地点特定番号
本電気需給契約記載の一般送配電事業者により定められた需給地点を特定する番号をいいます。
- (5) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (6) 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。
- (7) 常時供給電力
お客様に常時供給する電気をいいます。
- (8) 予備電力
常時供給電力を供給する設備（以下「常時供給設備」といいます。）の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により供給される電気をいい、以下の2種類があります。
 - ① 予備線
常時供給電力を供給する変電所（以下「常時供給変電所」といいます。）から供給を受ける電気
 - ② 予備電源
常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける電気
- (9) 自家発補給電力
当社が供給する電気とお客様が所有する発電設備による電気をあわせて使用する場合に、お客様が所有する発電設備の検査、補修又は事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために、当社がお客様に供給する電気をいいます。
- (10) 未使用時倍率
自家発補給電力を全く使用しない場合に自家発補給電力の基本料金に乗じる倍率をいい、本電気需給契約で定めます。
- (11) 臨時電力
需給開始日又は契約電力の増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる電気をいいます。
- (12) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (13) 最大需要電力
託送供給契約に基づく接続供給電力の最大値をいいます。
- (14) 力率

その月の毎日 8 時 00 分から 22 時 00 分までの時間における平均力率をいいます。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100 パーセントとします。

- (15) 使用電力量
お客様の使用した電力量をいいます。
- (16) 託送供給等約款
一般送配電事業者が定める託送供給等約款（電気事業法第 18 条第 2 項但書に基づき、経済産業大臣より認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件を含みます。）をいいます。
- (17) 託送供給契約
お客様に対する電気の供給を行うために、託送供給等約款に従って当社が一般送配電事業者と締結する必要がある契約をいいます。
- (18) 需給開始日
お客様に対する電気の供給を開始した日をいいます。
- (19) 計量日
一般送配電事業者が定める、使用電力量又は最大需要電力等が計量又は検針される日をいいます。
- (20) 基本料金単価
本電気需給契約記載の基本料金の単価をいいます。
- (21) 電力量料金単価
本電気需給契約記載の電力量料金の単価をいいます。
- (22) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
表 1 に定められた電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）に定める賦課金をいいます。
- (23) 容量拠出金相当額
表 2 に定める容量拠出金相当額をいいます。
- (24) 供給条件の説明
電気事業法第 2 条の 13 に定める料金その他の供給条件の説明をいいます。
- (25) 契約締結前の書面交付
電気事業法第 2 条の 13 に定める料金その他の供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (26) 契約締結後の書面交付
電気事業法第 2 条の 14 に定める料金その他の供給条件等が記載された書面の交付をいいます。
- (27) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税並びに地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額（他の法令により課されるこれらに準ずるものを含みます。）をいいます。
- (28) 法令等
法律、政令、規則（電力広域的運営推進機関、一般社団法人日本卸電力取引所及び金融商品取引所の定める定款、規程、送配電等業務指針及び規則を含みます。）、命令、告示、条例、通達、要綱、行政指導及びガイドライン、裁判所の確定判決、決定及び命令、並びに仲裁判断、並びにその他の司法機関、行政機関又は公的機関の定める一切の規定、判断及びその他の措置をいいます。

第 3 条 本約款の変更

当社は、お客様の一般の利益に適合する場合の他、託送供給等約款が変更された場合、法令等が変更された場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。変更後の本約款については、当社は事前に当社ホームページ等を通じてご案内するものとし、本約款の変更は当社が当該ご案内の際に定める効力発生日に効力を生じるものとします。また、当社が本約款の変更をお客様に通知した日（本約款の変更に関するメール・書面などをお客様のご連絡先に発送した日）から 15 日以内にお客様から当社へ連絡がなかった場合、お客様が当該変更同意したものとし、変更後の本約款が適用されるものとします。

第 4 条 単位及び端数処理

本約款又は本電気需給契約において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとします。

- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- ② 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- ③ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- ④ 本約款又は本電気需給契約に別段の定めがある場合を除き、基本料金、電力量料金の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 3 位で切り捨て、再生可能エネルギー発電促進賦課金、容量拠出金相当額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で切り捨て、また、料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、1 円未満の端数は切り捨てます。

第 5 条 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨を踏まえ、その都度お客様と当社との協議によって定めます。

第 2 章 本電気需給契約の締結、供給の開始及び契約期間等

第 6 条 お客様の託送供給等約款についての承諾

お客様は、本電気需給契約の締結により、第 7 章に定めるものの他、次の各号に定める事項について確認し、承諾したものとみなします。

- ① 一般送配電事業者の託送供給等約款に定められている需要家に関する事項を遵守すること。
- ② 当社が、本電気需給契約及び託送供給契約に必要なお客様の情報を一般送配電事業者から提供を受けること。

第 7 条 優先関係

本電気需給契約の定めと本約款の定めが矛盾する場合、本電気需給契約の定めが優先するものとします。

第 8 条 需給開始日及び契約期間

1. 当社は、一般送配電事業者のスイッチング手続その他の電気の供給開始に必要な手続を経たのちに、需給開始日においてお客様に電気の供給を開始します。
2. 天候、一般送配電事業者による拒絶、停電交渉等その他のやむをえない理由又は不可抗力事由（第 48 条に定義されます。以下同じです。）によって、当社は、需給開始日に電気を供給できないことがあります。この場合には、当社及びお客様は、協議により、需給開始日を変更し、又は本電気需給契約を終了させることができます。
3. 本電気需給契約の契約期間は、本電気需給契約記載のとおりとします。但し、本電気需給契約更新時は、契約期間満了日の 3 カ月前までに当社から新しい条件をご提案します。変更がない場合は契約期間満了時から同一条件で延長されるものとし、その後も同様とします。

第 3 章 料金、供給条件等

第 9 条 料金等

料金、供給条件、供給電圧、周波数及び契約電力は、本章に定めるほか、本電気需給契約記載のとおりとします。

第 10 条 常時供給電力

1. 契約電力
常時供給電力の契約電力は、次のとおりとします。
 - ① 特別高圧で供給する場合及び高圧で供給する場合で契約電力が 500 キロワット以上のときの契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷を基準としてお客様と当社との協議によって定めるものとします。

② 高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット未満のとき、「1 月」の契約電力は、下記(a)又は(b)の場合を除き、その「1 月」の最大需要電力と前「11 月」の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(a) 新たに電気の供給を受ける場合又は低圧で電気の供給を受けていたお客様が新たに当社から高圧で供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降「12 月」の期間の各月の契約電力は、その「1 月」の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、当社からの電気の供給に先だって、お客様が同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は、新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

(b) 受電設備を減少する場合で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む「1 月」の次の月以降「12 月」の期間の各月の契約電力は、お客様の負荷設備及び受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客様と当社との協議によって定めるものとします。但し、契約電力を変更した月以降「12 月」の期間で、その「1 月」の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。

なお、①によって契約電力を決定するお客様については、以下、「協議制のお客様」、②によって契約電力を決定するお客様については、以下、「実量制のお客様」といいます。

2. 料金

契約電力、基本料金単価及び電力量料金単価は本電気需給契約に定めるものとします。

① 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力とその基本料金単価から次の算式により算定される金額とします。但し、基本料金は、②によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものとします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

但し、当該「1 月」に全く電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）には、次の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$$

② 力率割引及び割増し

力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増します。なお、電気を全く使用しない場合、その「1 月」の力率は 85 パーセントとみなします。

③ 電力量料金

電力量料金は、当該「1 月」の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量と、その時間帯ごとに定めた電力量料金単価から次の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

第 11 条 予備電力

1. 契約電力

予備電力の契約電力は、原則として常時供給電力の契約電力の値とします。但し、お客様に特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備及び受電設備の内容又は予想される最大需要電力を基準として、お客様と当社との協議によって定めるものとします。

2. 料金

契約電力及び基本料金単価は本電気需給契約に定めるものとします。

① 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から、電力の使用の有無に関わらず次の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

② 電力量料金

電力量料金は、当該「1 月」の予備電力の使用電力量につき、お客様の常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給電力の電力量料金とあわせて算定します。

なお、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客様において、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力及び使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給電力の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものとします。

第 12 条 自家発補給電力

1. 契約電力

① 自家発補給電力の契約電力は、お客様の発電設備容量を基準としてお客様と当社との協議によって定めるものとします。

② お客様の自家発補給電力の最大需要電力が自家発補給電力の契約電力を上回った場合は、当社は自家発補給電力の契約電力を自家発補給電力の最大需要電力に変更することができるものとします。

2. 料金

契約電力、基本料金単価、未使用時倍率及び電力量料金単価は本電気需給契約に定めるものとします。

① 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価及び未使用時倍率から次の算式により算定される金額とします。但し、基本料金は、②によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものとします。

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

但し、当該「1 月」に全く自家発補給電力を使用しない場合、次の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{基本料金単価} \times \text{未使用時倍率}$$

② 力率割引及び割増し

力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増します。なお、電気を全く使用しない場合、その「1 月」の力率は 85 パーセントとみなします。

なお、当該「1 月」に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。

③ 電力量料金

電力量料金は、当該「1 月」の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量と、その条件ごとに定めた電力量料金単価から次の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

3. 定期検査・定期補修の取扱い

お客様が実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客様と当社による協議であらかじめ定めておき、実施時期の 1 か月前に再協議してその時期を確認し、お客様は実施時期を事前に当社に書面にて通知するものとします。

なお、当社又は当該電力会社の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客様と協議することができるものとします。

4. 自家発補給電力の使用

① 使用の通知

お客様が自家発補給電力を使用する場合は、使用開始日時と使用終了日時をあらかじめ当社に通知するものとします。但し、事故、その他やむを得ない場合には、使用開始後、速やかに当社に書面にて通知するものとします。

② 使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客様の最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合には、①にかかわらず自家発補給電力を使用しないものとします。

5. 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は次の①又は②による場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその「1 月」の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その「1 月」の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその「1 月」の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。

① 協議制のお客様について、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は次の(a)から(c)までによるものとします。

(a) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \text{総需要の最大需要電力} - \text{常時供給電力の契約電力}$$

(b) 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \text{自家発補給電力の契約電力}$$

(c) 超過の原因が明らかでない場合

$$\begin{aligned} &\text{自家発補給電力の最大需要電力} \\ &= \text{総需要の最大需要電力} \times \text{自家発補給電力の契約電力} \\ &\quad \div (\text{常時供給電力の契約電力} + \text{自家発補給電力の契約電力}) \end{aligned}$$

② 実量制のお客様について、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力を超えたことが明らかなきときは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその「1 月」の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

6. 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は次の①又は②により算定するものとします。

① 自家発補給電力の使用電力量 = 自家発補給電力使用期間中の使用電力量
- (基準電力 × 自家発補給電力の使用時間)

自家発補給電力を適用する使用電力量は、自家発補給電力使用期間中の計量時間 (30 分) 毎に、基準電力に該当計量時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値を合計したものとします。なお、基準電力は、原則としてあらかじめお客様と当社との協議で定めた次の(a)から(c)までによるものとします。但し、当該基準電力の算定が不相当と認められる場合は、別途お客様と当社による協議で定めるものとします。また、供給区域の一般送

配電事業者が関西電力送配電株式会社である場合は、次の(a)から(c)までによらず、基準電力を常時供給電力の契約電力を2で除した値(30分あたりの換算値)とします。

- (a) 自家発補給電力使用の前月又は前年同月における常時供給電力の平均電力
- (b) 自家発補給電力使用の前3か月間における常時供給電力の平均電力
- (c) 自家発補給電力使用の前3日間における常時供給電力の平均電力

② 上記①において算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものとします。なお、超過分は常時供給電力により使用されたものとします。

7. その他

- ① お客様は、必要に応じて電気の需給に関する記録及び発電設備の運転に関する記録を当社に提出するものとします。
- ② 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象としません。

第13条 契約超過金

- 1. 常時供給電力又は自家発補給電力について、協議制のお客様が契約電力を超えて電気を使用した場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、お客様は、常時供給電力又は自家発補給電力のそれぞれについて、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額をその1月の力率により割引又は割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として当社に支払うものとします。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。
- 2. 予備電力について、お客様が契約電力を超えて電気を使用した場合には、当社の責めとなる理由による場合及び予備電力の契約電力が常時供給電力と同じ値の場合を除き、お客様は、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として当社に支払うものとします。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。
- 3. お客様は、契約超過金について、契約電力を超えて電気を使用した月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払うものとします。

第14条 料金改定

当社は、次の各号に定める事由により本電気需給契約の基礎となる事情が実質的に変更された場合には、料金を改定することがあります。改定後の料金については、当社は事前に当社のホームページ等を通じてご案内するものとし、料金の改定は当社が当該ご案内の際に定める効力発生日に効力を生じるものとします。なお、当社が料金の改定をお客様に通知した日(当該改定に関するメール・書面などをお客様の連絡先に発送した日)から15日以内にお客様から当社へ連絡がなかった場合、お客様は当該改定に同意したものとみなします。

- ① 託送供給契約又は託送供給等約款に変更が生じた場合
- ② 法令等が変更された場合
- ③ 電気事業に関する事業環境又は市場環境が著しく変化した場合(ハイパーインフレーション及び公租公課、発電費、燃料費、卸電力取引市場の取引価格その他の諸費用の高騰を含みますが、これらに限られません。)

第4章 料金の算定及び支払

第15条 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日より適用します。

第16条 計量日

- 1. 計量(検針を含みます。)は、一般送配電事業者が実施します。
- 2. 月毎の計量日は、託送供給等約款の規定に基づき、一般送配電事業者が決定します。
- 3. 一般送配電事業者が、託送供給等約款の規定に基づき、計量を行わないものとした場合には、一般送配電事業者が別途定める日を計量日とします。

第 17 条 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間等とします。但し、(a)電気の供給を開始した場合、又は(b)本電気需給契約を解除した場合の料金の算定期間は、それぞれ、(a)需給開始日から需給開始日を含む計量期間等の終期までの期間又は(b)最後の計量期間等の始期から解除日の前日までの期間とします。

第 18 条 使用電力量等の算定

1. 使用電力量、最大需要電力及び力率の算定は、原則として、一般送配電事業者が需給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された値とし、使用電力量は 30 分単位で計量します。
2. 料金の算定期間の使用電力量（以下「算定使用電力量」といいます。）は、30 分ごとの使用電力量を、需給地点ごとに、料金の算定期間において合計した値とします。
3. 当社は、お客様に対して、毎月一般送配電事業者から通知される需給地点ごとの計量の結果を速やかに通知します。
4. 計量器の故障等によって一般送配電事業者が使用電力量、最大需要電力及び力率を正しく計量できなかった場合の算定使用電力量、最大需要電力及び力率は、お客様と当社又は一般送配電事業者の協議によって定めます。また、お客様又は一般送配電事業者の都合により計量法に基づく検定有効期間満了までに計量器を取替えられない場合の算定使用電力量、最大需要電力及び力率は、お客様と当社又は一般送配電事業者の協議によって定めます。

第 19 条 料金の算定

1. 料金は、本電気需給契約及び第 3 章に定める(a)基本料金及び(b)電力量料金、並びに(c)表 1 に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金及び(d)表 2 に定める容量拠出金相当額の合計とします。
2. 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を 1 月として算定します。
 - ① 電気の供給を開始し、又は本電気需給契約が終了した場合
 - ② 契約電力を変更したことにより料金に変更があった場合
 - ③ 第 14 条に定める料金改定により料金に変更された場合

第 20 条 日割計算

1. 当社は、第 19 条第 2 項①から③までに基づき、(a)需給開始日から初回の計量期間等の終期までの日数、(b)本電気需給契約終了日の直前に終了した計量期間等の終期の翌日から本電気需給契約終了日までの日数、(c)直前に終了した計量期間等の終期の翌日から第 19 条第 2 項②若しくは③に定める変更が生じた日の前日までの日数、又は(d)第 19 条第 2 項②若しくは③に定める変更が生じた日から当該日の後最初に到来する計量期間等の終期までの日数（以下「日割計算日数」といいます。）が計量期間等の日数を下回るときは、以下のとおり当該月の料金を計算します。
 - ① 基本料金は、1 月の基本料金に、日割計算対象日数を乗じ、計量期間等の日数を除して計算します。
 - ② 電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量により計算します。
 - ③ 容量拠出金相当額は、1 月の容量拠出金相当額に、日割計算対象日数を乗じ、計量期間等の日数を除して計算します。
2. 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてその都度使用電力量の計量値の確認をします。

第 21 条 料金の支払義務及び支払期日

1. お客様の各月の料金の支払義務は、(a)当該月の計量日又は(b)本電気需給契約が終了した場合には終了日に発生するものとします。
2. お客様は、料金を支払期日までに支払うものとします。料金の支払期日は、支払義務が発生した日の属する月の末日（但し、当該日が銀行の非営業日に該当する場合には、翌銀行営業日）とします。

第 22 条 料金その他の支払方法

1. 当社は、各月の料金を、当該月の計量日後に算定の上、お客様に対して速やかに請求します。
2. 当社によるお客様への請求は、(a)当社からお客様に対して請求書を送付する方法又は(b)電子メールの送信による方法により、当社によるお客様への請求を行うものとします。
3. お客様は、料金については毎月、その他についてはその都度、口座振替又は当社が指定する金融機関への振込により支払うものとします。
4. お客様は、料金を支払義務の発生した順序で支払うものとします。
5. 当社は、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した書式により、料金及びその他の債務の支払いを請求できるものとします。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとします。

第 23 条 遅延損害金及び保証金

1. 遅延損害金
 - ① 本電気需給契約に基づく金銭債務が支払期日までに支払われない場合には、お客様は、支払期日の翌日より実際の支払日までの経過日数に応じて、遅延損害金を支払うものとします。
 - ② 遅延損害金は、対象となる料金の金額に、年率 14.6 パーセントの割合（1 年間を 365 日とします。）を乗じて算出した金額とします。
2. 保証金
 - ① 当社は、供給の開始又は再開に先だて、予想月額料金の 3 月分に相当する金額を超えない範囲で、お客様から保証金の預託を求めることができます。また、お客様の支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、供給継続の条件として、新たに又は追加の保証金の預託を求めることができます。
 - ② 保証金の預かり期間は、契約期間終了の日以降 60 日目の日までとします。
 - ③ 当社は、本電気需給契約が終了した場合又は本電気需給契約に基づくお客様の金銭債務が支払期日までに支払われなかった場合には、保証金をお客様の金銭債務に充当することができるものとします。
 - ④ 当社は、保証金について利息を付しません。

第 24 条 工事費等の負担

1. 託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から工事費等（以下「工事費負担金」といいます。）の負担又は精算を求められたときは、お客様は当該費用を負担するものとします。なお、当該費用及びその支払期限は託送供給等約款の定めに従い、一般送配電事業者が算出及び決定するものとします。
2. 工事完成後、お客様が支払った工事費負担金と、実際の工事費負担金に差異があり、一般送配電事業者から精算を求められた場合には、お客様はその差額を支払うものとします。

第 5 章 電力の供給及び使用

第 25 条 適正契約の保持

お客様及び当社は、本電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、速やかに契約を適正なものに変更するものとします。

第 26 条 力率の保持

1. お客様は、需要場所の負荷の力率について、原則として 85 パーセント以上に保持するものとします。
2. お客様は、技術上必要がある場合は、当社の求めに応じて、進相用コンデンサの開閉をするものとします。この場合において進相用コンデンサを開閉したときのその月の力率は、必要に応じて当社とお客様の協議によって定めるものとします。また、お客様と当社は、技術上必要がある場合は、接続する進相用コンデンサ容量を協議するものとします。

第 27 条 供給の停止

託送供給等約款に基づき一般送配電事業者が託送供給を停止した場合には、当社によるお客様に対する電気の供給が停止されることがあります。

第 28 条 供給の中止又は利用の制限若しくは中止

次の場合には、契約期間中に電気の供給が中止され、又はお客様による利用が制限され、若しくは中止されることがあります。

- ① 一般送配電事業者が、その維持及び運用する供給設備について使用を制限又は中止した場合
- ② 一般送配電事業者の供給設備に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合
- ③ 一般送配電事業者による供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ④ 非常変災の場合
- ⑤ その他需給上又は保安上必要がある場合

第 29 条 供給停止等の期間中の料金

第 27 条又は第 28 条により電気の供給が停止等された場合であっても、当社の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、お客様は、その停止等の期間中についても基本料金を増減することなく支払うものとします。

第 30 条 違約金

お客様の責めに帰すべき事由により当社が託送供給等約款の違約金に係る定めに基づき一般送配電事業者から違約金を請求された場合は、お客様は、当該違約金の金額を負担するものとします。

第 31 条 損害賠償の免責

1. 第 28 条によって電気の供給が中止され、又は電気の供給が制限され、若しくは中止された場合で、それが当社の責めによらない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
2. 第 27 条に基づき電力の供給が停止された場合、又は第 35 条若しくは第 36 条（当社が違反当事者となって第 36 条に基づき本電気需給契約が解除される場合を除きます。）によって本電気需給契約が解除された場合若しくは本電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客様が受けた損害について賠償の責任を負いません。
3. その他当社の責めによらない理由（不可抗力事由又は一般送配電事業者の責めに帰すべき事由による場合を含みます。）によりお客様に損害が生じた場合、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。

第 32 条 設備の賠償

お客様が故意又は過失によって一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、お客様は、その設備について一般送配電事業者より当社に請求のあった金額を賠償するものとします。

第 6 章 契約の変更及び終了

第 33 条 本電気需給契約の変更

1. 本電気需給契約は、本約款又は本電気需給契約に別段の定めがある場合を除き、当社及びお客様の書面による合意がある場合にのみ、変更できるものとします。
2. 電力供給開始後、ご契約単価算出時に使用した過去の電力使用量と実際の電力使用量が 20%以上乖離した場合、ご契約単価を見直す場合があります。
3. お客様は、本約款又は本電気需給契約の変更に伴い、第 4 項に定める場合を除き、供給条件の説明及び契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾するものとします。
 - ① 供給条件の説明及び契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上の開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。

4. お客様は、本約款又は本電気需給契約の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明及び契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾するものとします。

第 34 条 譲渡

お客様は、当社の事前の書面による同意なしに、本電気需給契約に基づく地位並びに権利及び義務を譲渡できないものとします。

第 35 条 お客様からの本電気需給契約の任意解除

1. お客様が本電気需給契約の解除を希望する場合は、解除を希望する日（以下「解除希望日」といいます。）を定め、当社が指定する方法により、解除希望日の 3 か月前までに、当社に申し出るものとします。
2. 第 1 項の場合、当該解除の申込に記載の解除希望日を本電気需給契約の終了日とします。但し、お客様が当該解除の申込みより前に電気の使用を廃止していた場合は、当社が当該解除の申込みを受領した日を本電気需給契約の終了日とします。また、当社の責めによらない理由（非常変災等の場合を除きます。）により、供給を終了させるための処置ができない場合は、供給を終了させるための処置が可能となった日を本電気需給契約の終了日とします。

第 36 条 本電気需給契約の解除及び終了

1. 第 35 条にかかわらず、お客様又は当社（以下「違反当事者」といいます。）が以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方当事者（以下「非違反当事者」といいます。）は、違反当事者に通知のうえ、本電気需給契約を解除できるものとします。当該解除によって、違反当事者は、非違反当事者に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済するものとします。
 - ① 本電気需給契約に基づく金銭債務の支払を怠った場合
 - ② 本電気需給契約に違反する行為があったと認められる場合及びそのおそれがある場合
 - ③ 第三者より差押、仮差押、仮処分その他強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
 - ④ 第三者より破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの手続開始の申立てをした場合
 - ⑤ 監督官庁より業務停止の処分を受け又は業務に係る許認可、登録等の取消処分を受けた場合
 - ⑥ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥り、又は手形交換所から手形、小切手の第一回目の不渡り処分を受け、その他財産状態が悪化したと認められる場合
 - ⑦ 合併によらずして解散した場合
 - ⑧ 本電気需給契約の履行に関して、違反当事者又はその使用人若しくは代理人等に不正又は背信的な行為があった場合
2. お客様が以下の各号のいずれかに該当し又はそのおそれがある場合には、当社は、お客様に通知のうえ、本電気需給契約を解除できるものとします。当該解除によって、お客様は、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済するものとします。
 - ① お客様の責に帰すべき事由により、保安上の危険が生じた場合
 - ② 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、又は亡失した場合
 - ③ 一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客様の電気設備との接続を行った場合
 - ④ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、又は電気を使用された場合
 - ⑤ 第 7 章に定めるお客様の協力義務に違反した場合
 - ⑥ その他お客様の責めに帰すべき事由により託送供給等約款に基づき託送供給が停止し又は託送供給契約が終了した場合

3. お客様が、第 35 条第 1 項による申し出をすることなく、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日に本電気需給契約は当然に終了するものとします。

第 37 条 中途解約補償金

本電気需給契約が契約期間の満了日前に終了した場合、お客様は、当社に対し以下の中途解約補償金を支払うものとします。但し、(a)第 8 条第 2 項に基づく契約の終了の場合、及び(b)当社が違反当事者となって第 36 条に基づき本電気需給契約が解除される場合は、中途解約補償金は発生しません。

中途解約補償金額 = 終了日の翌日から契約期間満了日までの残余使用量(※)×電力量料金単価

(※) ご契約単価算出時に使用した過去の電力使用量をもとに算出

第 38 条 供給開始に至らないで本電気需給契約を終了又は変更する場合の費用

供給設備の一部又は全部が施設された後、お客様の都合によって供給開始に至らないで本電気需給契約が終了又は変更される場合には、お客様は、一般送配電事業者が請求した費用を支払うものとします。なお、この場合には、実際に供給設備の工事が行われなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、お客様は、その実費を支払うものとします。

第 39 条 本電気需給契約の終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算

次の場合には、お客様は、当社との間で、本電気需給契約の終了又は変更の日に、次のとおり料金及び工事費等を精算するものとします。但し、当社が違反当事者となって第 36 条に基づき本電気需給契約が解除される場合及び非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。なお、実量制のお客様における、本条の契約電力の増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加とします。

- ① 契約電力を新たに設定し又は増加した後 1 年に満たないで終了する場合は、それまでの期間の料金について、遡って、新たに設定し又は増加した契約電力分につき、臨時電力料金単価（該当料金の 20 パーセントを割増したものとします。）を適用し、これにより算定される料金と既に支払われた料金との差額をお客様は当社に支払うものとします。また、この場合において、託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から料金又は工事費の追加の支払を求められるときには、お客様はその追加支払額を負担するものとします。なお、増加後に終了する場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の増加分と残余分の比で按分したものとします。
- ② 契約電力を新たに設定し又は増加した後 1 年に満たないで減少する場合は、それまでの期間の料金について、遡って、減少する契約電力（増加後に減少する場合で、減少する契約電力分が増加した契約電力分を上回るときは、増加した契約電力分とします。）につき、臨時電力料金単価（該当料金の 20 パーセントを割増したものとします。）を適用し、これにより算定される料金と既に支払われた料金との差額をお客様は当社に支払うものとします。また、この場合において、託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から料金又は工事費の追加の支払を求められるときには、お客様はその追加支払額を負担するものとします。
なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比で按分したものとします。

第 40 条 本電気需給契約終了後の債権債務関係

契約期間中の料金その他の債権債務は、本電気需給契約の終了によっては消滅しません。

第 7 章 お客様の協力

第 41 条 用地提供に関するお客様の協力

お客様は、一般送配電事業者が建設又は所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地の確保等について協力するものとします。

第 42 条 立ち入りに関するお客様の協力

当社が本電気需給契約の遂行上必要と認めるとき、又は一般送配電事業者が託送供給等約款に定める業務を遂行する過程で必要と認めるときは、お客様の承諾を得て、お客様の土地又は建物に立ち入ることができるものとします。この場合、正当な理由がない限り、お客様は立ち入り及び業務の実施を承諾するものとします。なお、お客様の求めに応じ、一般送配電事業者の係員は証明書を提示するものとします。

第 43 条 電気の使用に関するお客様の協力

1. お客様の電気の使用により、次の各号のいずれかの原因により第三者の電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、又は一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客様は、お客様の負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に設置するものとします。特に必要がある場合には、お客様の負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、又は専用供給設備を設置することができるものとします。
 - ① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ② 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
 - ③ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ④ 著しい高周波又は高調波を発生する場合
 - ⑤ その他前各号に準ずる場合
2. お客様が、発電設備を一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合にも、第 1 項が適用されるものとします。この場合、お客様は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、一般送配電事業者が定める系統連系に関する契約要綱等、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続するものとします。

第 44 条 調査に関するお客様の協力

1. お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合、お客様は、当該工事の完成後、速やかにその旨を一般送配電事業者又は登録調査機関に通知するものとします。
2. 一般送配電事業者は、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているか否かを調査するにあたり、必要があるときは、お客様の承諾を得て、電気工作物の配線図等の提供をお客様に対して要求することができるものとします。

第 45 条 保安に関するお客様の協力

1. 需給地点に至るまでの供給設備及び計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、託送供給等約款に従い一般送配電事業者が保安の責任を負います。
2. お客様は、次の各号に該当する場合、速やかにその旨を一般送配電事業者に通知するものとします。
 - ① お客様が、一般送配電事業者の電気工作物に異常若しくは故障があり、又は異常若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ② お客様が、お客様の電気工作物に異常若しくは故障があり、又は異常若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
3. お客様が一般送配電事業者の電気工作物に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みますがこれに限られません。）の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者へ通知するものとします。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の電気工作物に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を一般送配電事業者へ通知するものとします。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、一般送配電事業者は、お客様に対し、その内容の変更を要求することができるものとします。
4. 一般送配電事業者は、必要に応じて、電気の供給に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客様と協議を行うことができるものとします。

第 46 条 利用の制限又は中止への協力

第 28 条に基づきお客様への電気の利用が制限又は中止される場合には、お客様は、必要に応じて協力するものとします。

第 8 章 その他

第 47 条 需給地点及び設備

1. 電気の需給地点は、託送供給等約款における供給地点とします。
2. 需給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、お客様が工事費負担金等として一般送配電事業者を支払う金額を除き、一般送配電事業者の負担で設置します。
3. 付帯設備（お客様の土地又は建物に施設される供給設備を支持し、又は収納する工作物及びその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設するものとします。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものとします。

第 48 条 不可抗力

1. 天災、地変、地震、津波、台風、落雷、火山活動、濁水、戦争、テロ、疫病その他のいかなる当事者のいかなる責めに帰すべき事由ともならない事由（以下「不可抗力事由」といいます。）の発生により、いずれかの当事者の本電気需給契約上の義務の全部又は一部の履行ができなくなった場合には、当該不可抗力事由が継続する期間において、当該当事者は、当該義務の履行を免れるものとします。また、他の当事者は、当該不可抗力事由が継続する期間において、当該義務に応じた本電気需給契約上の義務の履行を免れるものとします。
2. 不可抗力事由が発生した場合には、お客様及び当社は、不可抗力事由による本電気需給契約上の義務の履行ができなくなった状況の解消について誠実に協議するものとします。

第 49 条 消費税等相当額の変更

消費税法、地方税法その他の法令等の変更により、消費税等相当額に変更が生じた場合、お客様は当該変更後の法令等に基づき消費税等相当額を負担するものとします。

第 50 条 準拠法及び管轄裁判所

1. 本約款及び本電気需給契約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。
2. 本約款又は本電気需給契約から生じ、又は関連するいかなる裁判上の紛争についても、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 51 条 秘密保持

1. 次の各号のいずれかに該当する情報並びにお客様及び当社の間で別段の合意をした場合を除き、当社及びお客様は、相手方当事者の事前の書面による同意なしに、本電気需給契約の内容その他の本電気需給契約に関する事項、及び本電気需給契約に関連して知り得た相手方当事者に関する情報を、第三者に開示しないものとします。但し、(a)本電気需給契約の履行に必要な場合、(b)法令等に従って必要となる場合、(c)政府機関からの開示要求に従って開示を行う場合、又は(d)当社又はお客様が、自己の役員及び従業員、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家に対して開示を行う場合、並びに本電気需給契約に付随するサービスの外部委託者並びにその役員及びその従業員に対して開示を行う場合にはこの限りではありません。但し、(c)に基づく開示の場合は、開示当事者は、速やかに開示請求を受けた旨を相手方当事者に通知し、(d)に基づく開示の場合は、開示しようとする当事者は、開示前に本条と同様の秘密保持義務を開示先に課すものとします（但し、法令等に基づき開示先が同等の秘密保持義務を負う場合を除きます。）。
 - ① 相手方当事者から開示を受けた時点で、既に所有していた情報又は既に公知であった情報
 - ② 相手方当事者から開示を受けた後、開示を受けた当事者の責めに帰することができない事由により、公知となった情報
 - ③ 秘密保持義務を負わない第三者から秘密保持義務を負わずに入手した情報
 - ④ 開示を受けた当事者が独自に開発した情報

2. 第1項にかかわらず、当社は本電気需給契約に関連して知り得たお客様に関する情報を以下の目的で利用することがあります。
 - ① お客様と当社が締結した契約に基づくサービスの実施、維持、向上、改善、決済、ご案内、お問い合わせ等への対応
 - ② 当社製品やサービスに関するアンケート等の依頼及びアンケート結果等の統計的な集計
 - ③ 当社製品やサービス、イベント、キャンペーン等のご案内
 - ④ マーケティング調査及び分析
3. 本条に基づく当社及びお客様の秘密保持義務は、本電気需給契約の終了後も [5] 年間存続します。

第52条 反社会的勢力との関係排除

1. お客様及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力にも次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、又は相手方当事者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. お客様及び当社は、相手方当事者が第1項のいずれかに違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方当事者の調査を行うことができ、相手方当事者はこれに協力するものとします。また、お客様及び当社は、自己が、第1項又は第2項のいずれかに違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方当事者に対し、直ちにその旨を通知するものとします。
4. お客様及び当社は、相手方当事者が第1項から第3項までのいずれかに違反した場合は、相手方当事者の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本電気需給契約を解除できるものとします。
5. お客様及び当社は、第4項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

第53条 誠実協議

本約款又は本電気需給契約に定めのない事項については、法令等又は託送供給等約款等に準じて、当社及びお客様の間で誠実に協議するものとします。

附 則

第 1 条 本約款の実施期日

本約款は、2022 年 9 月 1 日より実施します。

<改定履歴>

2023年12月1日 一部改定

表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

第 1 項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の初日から翌年 4 月の料金に係る計量期間等の最終日までの期間に使用される電気に適用します。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該月の算定使用電力量に第 1 項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

② お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様が当社にその旨通知したときは、お客様からの通知直後の 5 月の料金に係る計量期間等の初日から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の最終日まで（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項又は第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、認定取消日を含む計量期間等の最終日までとします。）の期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

表 2 (容量拠出金相当額)

1. 容量拠出金相当額単価

容量拠出金相当額単価は、電力広域的運営推進機関より当社に請求される見込みの容量拠出金をもとに、当社が年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）毎に定めるものとし、2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）は 1 キロワットあたり月額800円（税抜き）とします。また、2025年度以降の容量拠出金相当額単価については、当社は事前に当社ホームページ等を通じてご案内するものとします。

2. 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、2024年4月の供給分から適用するものとし、契約電力と容量拠出金相当額単価から次の計算式により算定される金額とします。なお、容量拠出金相当額の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

容量拠出金相当額 = 該当する契約電力 × 容量拠出金相当額単価